○農林水産省告示第千二百三十六号

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第九十六号）の施行に伴い、平成十一年十月二十九日農林水産省告示第千四百五十七号（地方税法施行規則附則第六条第五十一項に規定する農林水産大臣の行う証明に関する手続を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第一条中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第十八項」に、「附則第六条第五十一項」を「附則第六条第三十九項」に改める。

第二条中「附則第六条第五十一項」を「附則第六条第三十九項」に改める。

別記様式中「附則第６条第51項」を「附則第６条第39項」に改める。

○農林水産省国土交通省告示第三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の二第一項及び第二十八条の八第一項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日農林水産省告示第八百六十号（租税特別措置法第十一条の七第一項及び第四十四条の七第一項の規定の適用を受ける機械及び装置を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、改正前の告示の別表に掲げる機械及び装置で同日前に取得し、又は製作したものについては、なお従前の例による。

平成二十三年六月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

国土交通大臣　大畠　章宏

別表の１の項第一号中「、ひきうす式（冷却機能を有するものに限る。）」を「又は」に改め、「又は媒体式」を削る。

次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める船舶

一　海洋運輸業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）　別表二に掲げる船舶

二　沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）　別表三に掲げる船舶

三　漁業（水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。）　別表四に掲げる船舶

別表一　外航船舶

第一号から第十九号までに掲げる装置（第二十号から第二十四号までに規定する船舶にあっては、それぞれ第二十号から第二十四号までに掲げる装置及び第一号から第十九号までに掲げる装置）の全てを有している船舶

一　主機関又は推進装置（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ　窒素酸化物放出量削減型主機関（原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあっては、当該装置を含む。）から発生する一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海防法」という。）第十九条の三に規定する窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百三十九号）附則第六条各号に掲げる原動機にあっては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十三号）第一条の規定による改正前の海防法第十九条の三に規定する窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に七十分の六十七）を乗じて算出された値以下となるものに限る。）

ロ　電子制御型ディーゼル主機関

ハ　電気推進装置

二　船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置

三　主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置

四　主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置

五　燃料油タンク（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ　船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの

ロ　オーバーフロー・ラインを有するもの

六　機関室内ビルジの高位警報装置

七　衛星航法装置

八　自動操舵装置

九　発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ　燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関

ロ　A重油専用発電機関

ハ　ターボ・ジェネレーター

ニ　風力発電機関

ホ　排気ガス浄化装置付発電機関

十　燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置

十一　主機関の運転状態の自動記録装置

十二　ビルジ処理装置（油水分離機能及び油の焼却機能を有するものに限る。）又は廃油焚（たき）ボイラー

十三　汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。）

十四　海事衛星通信装置

十五　自動衝突予防援助装置

十六　造水機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）

十七　給湯機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）

十八　推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ　推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。）

ロ　推進効率改良型舵（かじ）（整流板付舵（かじ）、フラップ付舵（かじ）又はシリング舵（かじ）に限る。）

ハ　推進効率改良型船型（船尾装着フィン又は風圧抵抗軽減型船首に限る。）

ニ　エア・シール型船尾管軸封装置

十九　船首方位制御装置

二十　ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンポジット・ボイラー

二十一　荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置

二十二　コンテナ船、重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油タンク船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置

二十三　燃料油タンクの船外からの注油管の弁の数が五以上の船舶（当該弁の集中配置場所が二以下のものを除く。）にあっては、当該弁の遠隔制御装置

二十四　ばら積みの液体貨物を輸送する船舶にあっては、当該液体貨物の荷役装置の遠隔制御装置